短期入所生活介護変更届

変更届一覧表 (事業所関係)

【留意事項】(届出前に必ずご確認ください)

(郵送による届出の場合)

- 令和6年4月より管理票と返信用封筒の提出が不要となりました。引き続き県における受領確認を希望する場合は、届出書の写しとともに返信用封筒(切手を貼付、宛先を記入)が同封されている場合のみ、写しに収受印を押印して返送いたします。(任意)
- 事業所における届出担当者及びその連絡先を確実に把握するため、以下の形態により届出担当者の情報について記載した書面(以下、「担当者連絡先」という。)を併せて同封してください。 <担当者連絡先>
 - ・形態…送付状、名刺、メモ等
 - ・必要情報…氏名、電話番号、メールアドレス
- 届出にあたっては、必ず、添付書類を含めた事業所用の控を作成し、保管しておいてください。

(電子申請届出システムによる届出の場合)

- 提出様式は郵送の場合の提出物から、変更届管理票と返信用封筒を除いたものとなります。また、変 更届出書(別紙様式第一号(五))の内容は、システムに直接入力いただく形での提出となります。
- 書類の修正があった場合の電子ファイルのやり取りは、原則として、システムを通じて行います。
- 受理書は発行しませんが、審査が完了すると、届出が受理された旨のメールが自動送信されます。また、同時にシステム上の「申請届出ステータス」が「受付済」となります。
 - * 届出様式や添付書類の書式の一部は「介護情報サービスかながわ」内の「書式ライブラリー」のからダウンロードすることができます。

<掲載場所>

書式ライブラリー

- → 2 変更・廃止・休止・再開届
 - → 9. 短期入所生活介護【福祉施設グループ】

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=228

1 届出が必要な事項

(1) 事業所関係

(1) 争未加制体	提出 必要書類			
変更内容	期限	ーニー	添付書類	備考
1 事業所の住所 (移転、建替などによる変更)	事前相談	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の所在地」に〇を 付けてください。	・施設の平面図(標準様式3)・施設の設備等に係る一覧表(標準様	
2 事業所の住居表示	郵又電申シテ		・担当者連絡先	*〒を記載してください。
3 事業所の名称	郵 又電 申シテ	様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の名称」に〇を付	・担当者連絡先	
4 事業所の電話、FAX 番号	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の所在地」に〇を 付けてください。	・担当者連絡先	
5 事業所のレイアウト	事前 相談	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の建物」に〇を付 けてください。		*設備基準等の要件を満たすことを確認する必要がありますので、計画段階から県への相談を行ってください。 *平面図は、設備基準上必要な部屋や設備で変更があった箇所の変更前と変更後のものをそれぞれ添付してください。

(2)人員関係

(2) 八貝因派	提出 必要書類			
変更内容	方法	届出用紙	添付書類	-
1 管理者の交代 ※事前提出 (施設長の要件を満たさな いと判断した場合、変更 を承認できない可能性が あります)	郵又電申シテ送は子請スム	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の管理者の氏名、 生年月日及び住 所」に〇を付けて ください。	・担当者連絡先	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
2 管理者の氏名変更	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業所(施設) の管理者の氏名、 生年月日及び住 所」に〇を付けて ください。	・担当者連絡先	*変更届出書(別紙様式第 一号(五))の変更内容 欄に変更前と変更後の氏 名・フリガナを記載して ください。
3 管理者の住所変更	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様式第一号 (五)) ※「事業所(施設) の管理者の氏名、 生年月日及び住 所」にOを付けて ください。	・担当者連絡先	*変更届出書(別紙様式第 一号(五))の変更内容 欄に変更前と変更後の住 所及び〒を記載してくだ さい。

[※] 管理者以外の職種の従業者の交代や増減については、変更届を提出する必要はありませんが、人員基準の 遵守状況等を確認するために県から書類の提出を求めることがあります。

勤務表、雇用契約書、資格証、経歴書、出勤簿等の勤怠記録は、事業所で適切に保管するとともに、人員 基準違反の状態にならないように留意して運営してください。

(3)入所定員・利用料金等

(3) 八別疋貝・利用科立:	提出	必要		
変更内容	方法	届出用紙	添付書類	備考
1 利用定員の増減	事前 相談	・変更届出書(別紙 様式第一号 (五)) ※「利用者、入所者 又は入院患者の定 員」に〇を付けて ください。	・運営規程 ・勤務表 ・資格証(写) ・担当者連絡先	*利用定員を増減しようとする場合には老人福祉法上の申請も必要ですので、計画段階から県への相談を行ってください。 *資格証(写)は定員の増加によって有資格者を増員する場合に添付してください。
2 利用料金 ※事前提出 (変更内容が不当と判断し た場合、変更を承認でき ない可能性があります)	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「運営規程」に〇 を付けてください。	・運営規程 ・料金表 ・担当者連絡先	* 日本の ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり ままり まま
3 協力医療機関	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様式第一号 (五)) ※「協力医療機関 (病院)・協力歯 科医療機関」にO を付けてください。	・協力医療機関との 契約書(写) ・担当者連絡先	*事業所と医療機関の取り 決め内容がわかるもので あれば、契約書に代えて 覚書程度のものとしても 構いません。
4 実施地域(送迎の実施 地域)	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「運営規程」に〇 を付けてくださ い。	・担当者連絡先	
5 空床利用型に係る変更	郵又電申シテ	・変更届出書(別紙 様 式 第 一 号 (五)) ※「事業実施形態」 に〇を付けてくだ さい。	・運営規程 ・担当者連絡先	*次のいずれかの場合に届出を提出してください。 (1)併設空床型から「空床型のみ」又は「併設型のみ」に変更する (2)併設型から「併設空床型」に変更する

2 届出方法

〈事前相談の場合〉 ※変更日以前

- ① 必要書類を作成し、事業所の控も用意してください。
- ② 電話で変更内容を連絡してください。県から事前に確認する書類を説明します。

連絡先 高齢福祉課 福祉施設グループ

電話 045-210-1111(代表) 内線4851~4855

- ③ 事前相談終了後、必要書類を次の宛先に郵送又は電子申請届出システムにより提出してください。 控は送付せずに、事業所で保管してください。
 - * 内容によっては変更事項の見直しをお願いする場合がありますので、お早めに御連絡ください。

<提出先>

次のいずれかの方法により提出してください。

〇郵送

下記まで書類を郵送してください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 高齢福祉課 福祉施設グループ

- * この文書の末尾にある郵送用ラベルを御利用ください。
- ○電子申請届出システム

下記にアクセスし、必要事項の入力及び書類の提出をしてください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

- ※電子申請届出システムによる届出は**GビズID**の取得が必要です。
- ※郵送より必要書類が省略されていますので、ご注意ください(留意事項参考)。
- ※県事務連絡やシステムの操作方法等については、下記をご確認ください。
 - ・電子申請届出システムによる変更、廃止、休止及び再開の届出について
 - ・【マニュアル】電子申請届出システム操作ガイド

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=90832

* 変更があった日から10日以内に届出をしてください。

☆郵送用ラベル こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県 高齢福祉課 福祉施設グループ 行

く変更届 在中>